

税務課からのお知らせ

乗用の農耕用トラクター・コンバイン・田植機や 小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどをお持ちの方へ

ご存じですか？

乗用の「トラクター」・「コンバイン」・「田植機」や
小型特殊自動車に該当する

「フォークリフト」などの**小型特殊自動車は
軽自動車税が課税されます。
(申告必要)**



軽自動車税の申告をして
ナンバープレートの交付を受けてください

申告に必要なもの

- 所有者・使用者の印鑑
- 車名・型式・車体番号などが確認できる書類
(販売証明等)
- 中古車・譲り受けの場合は廃車済証・石刷り等

※既に軽自動車税の申告(登録)をされている場合は、申
告(登録)の必要はありません。

農耕用トラクターなどの質問

- 問 田んぼや畑でしか使わない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなくてはならないの？
答 軽自動車税は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。
- 問 農耕用特殊自動車には、どんな車両があるの？
答 農耕トラクターや農業用薬剤散布車、コンバイン、田植機などで、乗用装置のあるものが対象です。このうち最高速度が時速35キロメートル未満のものが農耕用の小型特殊自動車となります。なお、乗用装置のない「歩行型農作業機」は課税対象ではありません。
- 問 トラクターなどの農耕用小型特殊自動車の年税額はいくらですか？
答 税額は、年間2,400円/台です。

フォークリフトなどの質問

- 問 工場内でしか使わない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなくてはならないの？
答 軽自動車税は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。
- 問 小型特殊自動車には、フォークリフト以外にどんな車両があるの？
答 ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラ、アスファルトフィニッシャー、林内作業車、草刈作業車などがあります。
- 問 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？
答 ①車両の長さ4.7m以下 ②車両の幅1.7m以下 ③車両の高さ2.8m以下 ④最高速度15km/h以下。①～④の全ての要件の範囲内であれば小型特殊。それ以外は大型特殊です。
- 問 小型特殊フォークリフトなどの年税額はいくらですか？
答 税額は、年間5,900円/台です。

和歌山県と県内すべての市町村は、 平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

■個人住民税の特別徴収とは？

・事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。(地方税法第321条の4により義務づけられています。)

■特別徴収未実施の事業主の方を原則として特別徴収義務者に指定させていただきます。

■既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収していただきます。

特別徴収義務者に指定する対象者(事業主)

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者
ただし、次の方は普通徴収(従業員が自分で納付)とすることができます。

- a 退職された方または給与支払い報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方(乙欄)

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

人権擁護委員が再任されました

柏木順治さん



人権擁護委員として活躍されている柏木順治さん(三百瀬)が、平成29年7月1日付けで、法務大臣から委嘱されました。
引き続き、人権啓発活動や住民の皆様からの人権相談に応じてくれます。

農地利用最適化推進委員を紹介します

農業委員会等に関する法律の改正により、新たに設置されました農地利用最適化推進委員が決まりました。推進委員は、自分が担当する区域での農地の集約化、農地利用の最適化の推進や農地法に基づく許認可に伴う現地確認などの業務を行います。任期は、平成29年7月20日から3年間です。よろしくお願いいたします。

農地利用最適化推進委員

氏名	住所
中家 雄三	千津川
東 稔	鐘 巻
津村 拓男	若 野
玉置 俊久	玄 子

氏名	住所
玉井 愛之	江 川
酒井 隆	和 佐
上田 正巳	上田原
原見 正伴	老 星

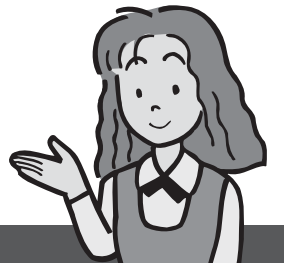
氏名	住所
宮井 眞一	上越方
川合 伸悟	初湯川
堺 正博	寒 川

■お問合せ 農業委員会 ☎22-9423

児童扶養手当・特別児童扶養手当の認定を受けている方へ

8月中に現況届の提出を!

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当の認定を受けている方は、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。現況届は平成29年度の受給資格を調査するもので、提出されない場合は、支給停止になりますのでご注意ください。



■お問合せ 住民課 ☎22-1701

年金請求書の手続きもれはありませんか？



平成29年8月1日より、老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されました。対象となる方には、日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。まだ、請求手続きをされていない方は、お早めに手続きを行ってください。

※年金事務所の窓口で手続きを行う場合は、事前に下記のねんきんダイヤルにて予約をしてください。

■ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

■お問合せ 住民課 ☎22-1701